

座談会等開催委託業務 公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和7年度座談会等開催委託業務

(2) 事業の目的

森林環境税（以下「税」という。）は、県民参加による森林環境の保全を目的に平成15年に導入され、令和7年度は23年目、5年ごとに延長された第五期の3年目にあたります。令和4年度に実施した県民世論調査では、税及び税の使途の認知度は3割未満であり、平成15年度の森林環境税の徴収に関する認知度調査の「知っていた」47.1%と比較すると低くなっています。このため、意見交換会を開催し、県民に対し税について直接説明し、意見や提案を広く集める機会を設けます。また、新聞やデジタル広告等を活用した広報を通じて、税の認知度向上や県民の森林保全活動への参加の促進を図ります。

(3) 事業内容

「令和7年度座談会等開催委託業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで

2 見積限度額

3,616千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「座談会等開催委託業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として

選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。10日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うことになります。

5 参加資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 過去10年間に、国若しくは自治体又は自治体が出資する法人等のシンポジウム等の開催業務及びデジタル広告等の広報業務を受注し、完了した実績を有する者であること。
- (2) 高知県の「令和6年度から令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている（又は契約締結時までに登録が予定されている）者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 説明会（説明会の参加は、プロポーザル参加の条件ではありません。）

日時：令和7年5月9日（金）午後4時から1時間程度

場所：オンライン（Zoom）説明会（開場：午後3時50分予定）

- ・当課ホームページから関係資料を印刷し、手元に用意して、参加をお願いします。
- ・説明会への参加は、説明会参加申込書（別紙様式-1）により、令和7年5月8日（木）午後5時までに電子メールでお申込みください。
- ・2名以上参加される場合も、1アカウントによる参加をお願いします。
- ・オンライン参加のURLを令和7年5月9日（金）午前11時までに申込のあったメールアドレスに送信します。時間までに確認できない場合は、電話で問い合わせしてください。
- ・オンライン説明会に参加する場合の表示名は、オンライン参加のURLを送付する際のメールで県から指定された表示名「（例）参加者NO.A-001」を利用してく

ださい。指定された表示名と異なる表示名の場合、入室はできません。

7 質疑と回答

質疑は令和7年5月15日(木)午後5時(厳守)までに別紙様式-2により電子メールで受け付けます。電話により着信を確認してください。質疑の内容と回答は令和7年5月19日(月)午後5時までに林業環境政策課ホームページに掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加をしたい事業者は、別紙様式-3による参加申込書に資格要件の確認書類を添えて申込をしてください。申込にあたって提出する書類を次表に示します。

【提出書類、様式及び提出部数等】

番号	提出書類の名称	様式番号	規格	部数
1	参加申込書	別紙様式-3	A4縦	1部
2	資格要件確認書	別紙様式-4	A4縦	1部
3	提出者の概要(団体概要等)及び 経営状況(決算書等)が分かる書類	任意	A4縦	1部
4	都道府県税の納税証明書	—	A4縦	1部
5	消費税及び地方消費税の 納税証明書	—	A4縦	1部
6	シンポジウムやデジタル広告の実績 が分かる資料	任意	A4縦	1部

※高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている者については4及び5について提出の必要はありません。

(1) 参加申込書

① 提出方法

電子メール、持参又は郵送(書留郵便又は配達証明で送付してください。)で受け付けます。電子メールで提出する場合は、電話により着信を確認してください。高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されていない者については4及び5について、持参又は郵送により原本を提出してください。

② 提出期限

令和7年5月20日(火)午後5時必着

③ 提出先

高知県林業振興・環境部 林業環境政策課 木の文化担当 森
〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号

T E L 088-821-4586 F A X 088-821-4576
E-mail 030101@ken.pref.kochi.lg.jp

(2) 資格要件の確認

高知県林業振興・環境部林業環境政策課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和7年5月23日(金)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により、知事に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができます。
- ② 知事は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「座談会等開催委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

10 審査

別途定める「座談会等開催委託業務プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は、令和7年6月23日(月)頃までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例 [<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj>]

12 日程

令和7年5月2日(金)	募集要領の公示
令和7年5月9日(金)	オンライン説明会の開催
令和7年5月15日(木)17時	質疑書の提出締め切り
令和7年5月20日(火)17時	参加申込及び資格確認書類提出締め切り
令和7年6月9日(月)17時	企画提案書の提出締め切り

令和7年6月16日(月)頃

審査委員会(日程が決まり次第、追って連絡
します)

令和7年6月23日(月)頃

審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却されません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式－5により提出してください。

開示・非開示の判断は様式－5に基づき行うものではなく、様式－5を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例 [<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj>]

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 問合せ先

高知県林業振興・環境部 林業環境政策課 木の文化担当 森

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号

T E L 088-821-4586 F A X 088-821-4576

E-mail 030101@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合

- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、辞退理由等を明記した辞退届（様式は自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをすることはありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- (4) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません